算式

1,470千円×$e_1$＋4,240千円×$e_2$

［略］

19　市町村の「こども子育て費」に係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（B×34.267＋C×17.224）／A

［略］

［20　略］

21　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該市町村の評点に別表第一のAに定める率を乗じて得た率と同表のBに定める率を合算した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

（α／1.96）×（1／A）×（1／0.7748）×（1／B）

α／1.96に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（α／1.96）×（1／A）、（α／1.96）×（1／A）×（1／0.7748）又は（α／1.96）×（1／A）×（1／0.7748）×（1／B）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

［22　略］

23　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、次条第一項第四号㈠に掲げる市町村（以下この項において「隔遠地市町村」という。）について次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

A×（B／C）×［｛（D－C）／C｝×0.1＋1］＋E＋｛（F×70＋G×650）／（C×1.96）｝

B／Cが7.50を超えるときは7.50とし、D－Cが負数となるときは0とし、（D－C）／C、｛（D－C）／C｝×0.1又は（F×70＋G×650）／（C×1.96）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

（経常態容補正係数の算定方法）

**第十一条の二**　都道府県の「小学校費」及び「中学校費」に係る経常態容補正係数は、それぞれ次の算式によつて算定した率とする。

算式

（A－1）×α＋1

算式の符号

［略］

算式

1,417千円×$e_1$＋4,046千円×$e_2$

［同左］

19　市町村の「こども子育て費」に係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（B×33.962＋C×18.616）／A

［同左］

［20　同上］

21　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該市町村の評点に別表第一のAに定める率を乗じて得た率と同表のBに定める率を合算した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

（α／1.74）×（1／A）×（1／0.8043）×（1／B）

α／1.74に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（α／1.74）×（1／A）、（α／1.74）×（1／A）×（1／0.8043）又は（α／1.74）×（1／A）×（1／0.8043）×（1／B）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

［22　同上］

23　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、次条第一項第四号㈠に掲げる市町村（以下この項において「隔遠地市町村」という。）について次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

A×（B／C）×［｛（D－C）／C｝×0.3＋1］＋E＋｛（F×70＋G×650）／（C×1.74）｝

B／Cが7.50を超えるときは7.50とし、D－Cが負数となるときは0とし、（D－C）／C、｛（D－C）／C｝×0.3又は（F×70＋G×650）／（C×1.74）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

（経常態容補正係数の算定方法）

**第十一条の二**　都道府県の「小学校費」及び「中学校費」に係る経常態容補正係数は、それぞれ次の算式によつて算定した率とする。

算式

（A－1）×α＋1

算式の符号

［同左］